



## 令和8年度募集

# 坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金

ふるさと納税制度を活用し、地域資源のPRや地場産業の振興を図るため、返礼品の開発や改良などの経費に対し、補助金支援を行います。

### 受付期間

令和8年4月1日 ~ 令和8年12月25日

予算額に達した場合は期間内であっても受付を終了します。申請前にお問合せください。

### 補助の対象となる事業

補助対象者が行うふるさと納税返礼品の開発等に係る事業のうち、事業別の補助上限は次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費
ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業	補助対象経費の3/4 (上限50万円)
既存のふるさと納税返礼品を改良する事業	補助対象経費の2/3 (上限30万円)

R8より  
増額

### 補助対象者

◎上記の補助を受けるにあたり、次の要件を満たす必要があります。

- 返礼品協力事業者または協力事業者となる見込みがあり、市内に事業所または事務所を有するもの。
- 市税等の滞納がないこと。
- 坂東市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 本事業を活用して開発または改良されたものは返礼品として登録し、継続してふるさと納税ポータルサイトに掲載すること。
- 過去に類似する事業計画に基づく補助金を受けていないこと。
- 国や地方公共団体等による同様の助成金等の交付を受けていないこと。

### 【お問い合わせ・申請先】

坂東市 市長公室 財政課  
〒306-0692 坂東市岩井4365番地  
Mail [zaisei@city.bando.ibaraki.jp](mailto:zaisei@city.bando.ibaraki.jp)  
Tel 0297-21-2182(直通)

ふるさと納税制度については以下のホームページを参照してください。

市役所HP



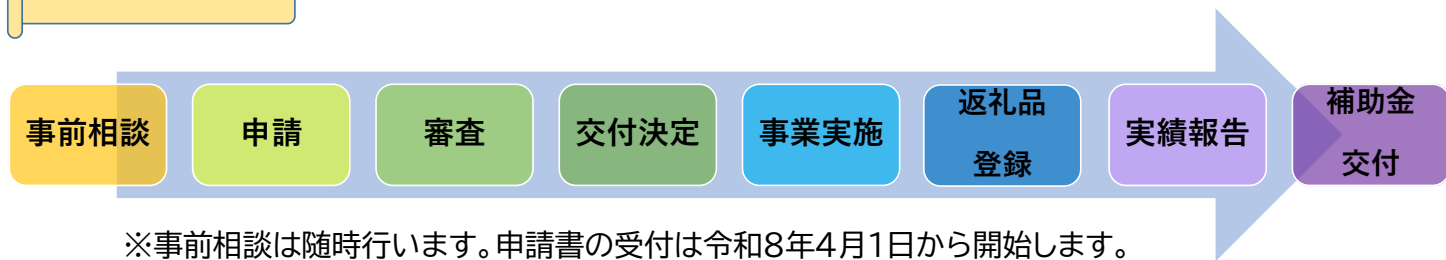
総務省HP



≪ 補助対象経費や申請の流れ、必要書類については裏面をご覧ください ≫

区分	補助対象経費の内容
謝礼	謝礼金(外部専門家から指導を受けた場合)
交通費	専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費
消耗品費	商品開発時に必要な商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費
印刷費	商品開発時に必要なパッケージ、シール等の印刷費
運搬費	商品開発時に必要な原材料、資材等の送料
委託料	調査研究、デザイン等の委託料、商品等の外注加工費
手数料	各種許認可の取得費、成分分析及び検査費用、クラウドファンディングサイト等の利用料
原材料費	新商品開発のために使用する原材料費
賃貸料	機器リース料等
機材購入費	新商品の開発又は開発した返礼品の提供に必要なと認められる備品の購入に要する経費

## スケジュール



※事前相談は随時行います。申請書の受付は令和8年4月1日から開始します。

## 例えば・・・

新商品開発のために賞味期限の検査を行いたい。

生産している野菜を使った商品開発を行いたい

新商品を開発するために必要な知識を学び、商品化してみたい

返礼品事業者間のコラボ商品を入れる新容器を開発したい



消費期間を延ばす付加価値をつけるために梱包などに工夫をしたい

※上記は一例です。地域のPRに工夫を持たせるための支援になります。

## ご注意



○ふるさと納税制度を活用した事業になりますので、総務省の定める返礼品基準に適合することが前提になります。

○本補助金は単年度事業となります。要綱を十分に確認し、年度内で事業を完結することとします。また、1事業者による類似事業の受付は出来ませんのでご注意ください。

○事前相談中の事業があっても、申請受付の早い事業から審査を行います。予算額に達した場合には受付出来なくなりますので、ご了承ください。

○補助金交付が決定した場合、実績報告時において補助金により開発した返礼品を坂東市のふるさと納税返礼品としてPRしたことがわかるものをご提出いただきます。